

令和8年度

浜田海上保安部女性シャワー室新設工事

仕様書

第八管区海上保安本部

総務部経理課

## 第1章 工事概要

- |         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| 1. 契約件名 | 浜田海上保安部女性シャワー室新設工事                          |
| 2. 工事概要 | 女性用シャワー室新設                                  |
| 3. 工事場所 | 名称:浜田港湾合同庁舎 2 階女性諸室内<br>住所:島根県浜田市長浜町1785-16 |
| 4. 工事期間 | 契約日の翌日から令和9年3月15日(月)までの間                    |

## 第2章 一般共通事項

- |               |                                                                                                                               |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 一般事項       | 実施に際しては、本仕様書に従い施工する。                                                                                                          |
| 2. 関係法令等      | 本仕様書に記載されていない事項や詳細については、国土交通省「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)の各最新版、その他関係法令等の定めによる。 |
| 3. 監督職員及び検査職員 | 監督職員及び検査職員とは、支出負担行為担当官第八管区海上保安本部長が任命した職員をいう。                                                                                  |
| 4. 主任技術者      | 作業の実施に際し、工事に必要な技術と経験を有する主任技術者を選定し、事前に監督職員に届け出る。                                                                               |
| 5. 施工         | 施工は、本仕様書及び図面に示された機能が完全に発揮されるよう実施し、仕様書及び図面に明記のないものであっても当然必要な事項については、その都度、監督職員と協議の上、請負金額の範囲内において誠実かつ確実に施工する。                    |
| 6. 疑義に対する協議   | 本仕様に明記のない場合、現場の納まり又は取合い等により疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議を行うとともに、その指示に従う。                                                              |
| 7. 軽微な変更      | 工事内容に変更が生じた場合は、その工事に支障のない範囲内で、監督職員の承諾を得て変更することができる。                                                                           |
| 8. 撤去品等       | 撤去品等発生した場合は、すべて付近に放置することなく、監督職員の指示にしたがい、関係法令に基づき適正に処理する。<br>なお、産業廃棄物処理の対象となる撤去品が発生する場合は、処理後、産業廃棄物処理票(マニフェスト)の写しを監督職員に提出する。    |

|                |                                                                                                                                                                   |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9. 届出手続等       | 工事の着工、施工、完成にあたり関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は遅滞なく行う。なお、これに要する諸費用は発注者負担とする。                                                                                             |
| 10. 工程表        | 着工に先立ち、工程表を作成し、監督職員に提出し承諾をうける。<br>なお、軽微な工事で監督職員の指示による場合は、これを省略することができる。                                                                                           |
| 11. 工事实績情報システム | 請負金額が500万円以上の場合、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、「工事カルテ」を作成のうえ、監督職員の確認を受けたのち登録する。                                                                                           |
| 12. 衛生管理       | 工事現場においては、常に整理整頓をおこない、特に危険箇所の点検を行う等、事故の防止に十分努める。                                                                                                                  |
| 13. 養生等        | 工事中における在来部分、施工済み部分、未使用材料等で汚染又は損傷等のおそれが生じる場合は、適正な方法で養生を行う。                                                                                                         |
| 14. 施工場所の管理    | 施工場所の管理は、労働基準法、労働衛生安全法及びその他の関係法規に従い遺漏なく行い、また工事現場の労務者その他の出入の監督、風紀の取締り、風水害、火災、盗難その他の事故及び公害の防止について十分注意し、必要に応じて措置を取らなければならない。                                         |
| 15. 他工事等との取り扱い | 他の受注者によって施工される工事と取り扱いとなる場合は、監督職員の指示に従い、受注者間で十分な協議を行い相互の円滑な施工に努める。                                                                                                 |
| 16. 災害時の安全確保   | 災害及び事故(第三者に対する事故及び関係者の事故)が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を直ちに監督職員に報告する。                                                                                  |
| 17. 検査         | 工事完成後、工事期間内に検査職員による検査を受け、合格の判定を受ける。                                                                                                                               |
| 18. 請負代金の支払い   | 検査合格後、適法な請求書を受理後、請負代金を支払うものとする。                                                                                                                                   |
| 19. その他        | 受注者は、原則、次のとおり工事施工を行わない日、時間帯を定め、作業員等の休日等の確保を適正に行う。ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議し、その指示に従う。<br>① 工事を施工しない日は、原則、土曜日及び日曜日(祝日含む)とする。<br>② 工事を施工しない時間帯は、原則、平日の午後5時から午前9時までとする。 |

## 第3章 特記仕様

### 1. 仮設工事

- (1) 仮設現場事務所は設けない。
- (2) 工事に要する電気及び水道については、監督職員と協議のうえ利用すること。
- (3) 工事に際し、トイレは合庁内のトイレを使用可能、但し、清潔に勤め庁舎管理者の指示に従う。
- (4) 仮設範囲、高所作業車両等及び資材置き場等必要となる場合は、総合施工計画書を作成する段階で監督職員と事前に調整のうえ、その指示に従う。

### 2. 建築工事

- (1) 別添1図面のとおり、2階女性諸室内の図示する位置にシャワーユニット(サイズ: 0812(天井換気扇、照明含む))を設置し、脱衣室を新設すること。  
参考規格(AW バス シャワールーム S2 0812 AR )
- (2) 別添 1 図面のとおり、脱衣室外壁については、LGS 間仕切り(幅65mm)を設置のうえ、石膏ボード 12.5 mmを下張り、耐水石膏ボード9.5 mmを上張りのうえ、ビニールクロス仕上げとして、色見本を監督職員に提出のうえ色調の承認を得てから施工する。  
巾木はソフト巾木(高さ100mm)とする。  
天井は既存のままとし、廻縁は F 型見切り(樹脂製)とする。
- (3) 別添 1 図面のとおり、脱衣室床については、嵩上床組とし、木下地(根太 厚み45 mm×幅 60mm ピッチ@360mm)に、耐水合板(厚み 12mm)を張ったうえ、長尺シート(厚み1.8mm)仕上げとする。  
また、木製踏み台(400mm\*900mm\*135mm 程度)を新設すること。(既製品可)
- (4) 別添1図面及び別紙1のとおりにシャワーブース天井及び1階天井に450mm角のアルミ製天井点検口を2カ所新設すること。

### 3. 給水設備工事

- (1) 別添2図面、別添2-2図面及び別紙1～別紙1その4のとおりに給水管については、合同庁舎 1 階機械室の既設給水管から分岐し、シャワーブースまで新設すること。

(2)床、壁についてはコア削孔(38φ)のうえ配管を新設すること。

女性諸室床面厚さ約160mm 1カ所

自動ドア上部壁厚さ約150mm 1カ所

ホール外壁厚さ約160mm 1カ所

合同庁舎東側外壁厚さ約200mm 2カ所

倉庫入口外壁については既存の削孔を利用すること。

(3)別添2図面、別添2-2図面及び別紙1その4のとおり合同庁舎1階機械室内に水道メーターを新設すること。なお、設置場所については監督職員と調整すること。

(4)外壁に新設する給水管にはステンスラッキングで保温を行うこと。

(5)庁舎内の給水管にはグラスウールで保温を行うこと。

#### 4. 給湯設備工事

(1)別紙1その3及び別添2図面のとおりに合同庁舎東側に壁掛けガス給湯器(20号)(耐塩害仕様)(ガス給湯器配管カバー含む)及びガスメーターを新設すること。なお、ガスメーターの設置場所については監督職員と調整すること。

(2)別添3図面のとおりに脱衣室付近に壁掛けガス給湯器用リモコンを新設すること。

(3)別添2図面及び別紙2のとおり合庁北側ガスボンベ既設配管から分岐し、壁掛けガス給湯器までガス管を新設すること。なお、SGP管を使用する場合は錆止め塗装(シルバー)をすること。

(4)別添2図面、別添2-2図面及び別紙1～別紙1その3のとおり給湯管については、合同庁舎東側の壁掛けガス給湯器から、シャワーブースまで新設すること。

(5)床、壁についてはコア削孔(38φ)のうえ配管を新設すること。

女性諸室床面厚さ約160mm 1カ所

自動ドア上部壁厚さ約150mm 1カ所

ホール外壁厚さ約160mm 1カ所

合同庁舎東側外壁厚さ約200mm 1カ所

倉庫入口外壁は既存の削孔を利用すること

(6)合同庁舎東側外壁に新設する給湯管はステンスラッキングで保温を行うこと。

(7)庁舎内の給湯管にはグラスウールで保温を行うこと。

#### 5. 排水設備工事

(1)別添2図面、別添2-2図面及び別紙1～別紙1その3のとおり排水管については、シャワーブースから合同庁舎東側外壁まで新設し、既設ポンプ槽の排水管と接

続すること。

(2)床、壁については以下のとおりコア削孔のうえ配管を新設すること。

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 女性諸室床面厚さ約160mmにコア削孔(75φ)    | 1カ所 |
| 自動ドア上部壁厚さ約150mmにコア(100φ)    | 1カ所 |
| ホール外壁厚さ約160mmにコア削孔(100φ)    | 1カ所 |
| 倉庫入口外壁厚さ約120mmにコア削孔(100φ)   | 1カ所 |
| 合同庁舎東側外壁厚さ約200mmにコア削孔(100φ) | 1カ所 |

(3)合同庁舎東側外壁に新設する排水管はステンレスラッキングで保温を行うこと。

(4)庁舎内の排水管にはグラスウールで保温を行うこと。

## 6. 電気設備工事

(1)別添3図面のとおり脱衣室に LED ダウンライト(参考規格 LEDD87050N又は同等品)1個を新設すること。

(2)別添3図面のとおり脱衣室新設ダウンライト、シャワーブース照明、換気扇のスイッチを新設すること。

(3)別添3図面のとおり脱衣室新設ダウンライト及びシャワーユニット(換気扇及びシャワーブース照明)の電源は既設 LED 照明の配線から分岐し、EM-EEF ケーブ(2(手配品))により天井ころがし配線を行い接続すること。

(4)ガス給湯器の電源については、別紙1その1～別紙1その3、別紙4及び別添4図面のとおり既存配電盤(L-1)電源配電盤から分岐し EM-EEF ケーブル(手配品)により天井ころがし配線を行い、ガス給湯器用コンセントを設置すること。また、合同庁舎東側外壁に計器ボックスを新設し、電力量メーター(検定付)を設置すること。なお、電力量メーターの設置場所については監督職員と調整すること。

(5)壁についてはコア削孔(65φ)のうえ電線を新設すること。

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| ホール外壁厚さ約160mmにコア削孔    | 1カ所 |
| 倉庫入口外壁厚さ約120mmにコア削孔   | 1カ所 |
| 合同庁舎東側外壁厚さ約200mmにコア削孔 | 1カ所 |

(6)倉庫内はねじなし電線管(E25)、合同庁舎東側外壁は硬質ビニル電線管(VE22)を設置のうえ配線すること。また、倉庫内の電線管についてはラック又はブラケット等により固定すること。

(7)ガス給湯器用リモコン配線については、別添3図面、別添4図面及び別紙1～別紙1その3のとおりに配線を行いガス給湯器まで接続すること。

(8)倉庫内はねじなし電線管(E19)、合同庁舎東側外壁は硬質ビニル電線管(VE16)を設置のうえ配線すること。また、倉庫内の電線管についてはラック又はブラケット等により固定すること。

(9)床、壁については以下のとおりコア削孔(65φ)のうえ電線を新設すること。

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 女性諸室床面厚さ約160mmにコア削孔   | 1カ所 |
| 自動ドア上部壁厚さ約150mmにコア削孔  | 1カ所 |
| ホール外壁厚さ約160mmにコア削孔    | 1カ所 |
| 倉庫入口外壁厚さ約120mmにコア削孔   | 1カ所 |
| 合同庁舎東側外壁厚さ約200mmにコア削孔 | 1カ所 |

(10)別添1図面及び別紙5のとおり既設LED照明器具、既設非常灯について移設すること。なお、移設場所については監督職員と調整のうえ実施すること。

(11)別添1図面、別添3図面及び別紙5のとおり既設コンセント、既設モールについては移設すること。なお、移設場所については監督職員と調整のうえ実施すること。

(12)別添3図面のとおり、脱衣室内にドライヤー用コンセントを新設すること。

## 7. 換気設備工事

別添1図面及び別紙3のとおり換気ダクトについてはシャワーユニット換気扇からアルミフレキ(100φ)を天井裏に約1000mm新設し、南側壁面厚さ約200mmにスラブ削孔(125φ)のうえ、丸型フード(深型フードも可)(ステンレス製)に接続すること。

## 8. 提出物等

### (1)提出物・部数等

以下に掲げる書類を監督職員と調整のうえ、工事完了後A4版ファイル等に整理し、「紙媒体2部」及び「電子媒体(CD-R又はUSB)1部」を以下(2)の提出先に提出する。

なお、電子媒体にあつては、提出前にウイルスチェック実施のうえ、ウイルス検知がないことを確認し監督職員に報告する。

- ・整備概要
- ・工事写真(施工前、施工過程、施工後)
- ・完成図
- ・各種試験成績書
- ・各種説明書等
- ・その他監督職員の指示する事項

### (2)提出先

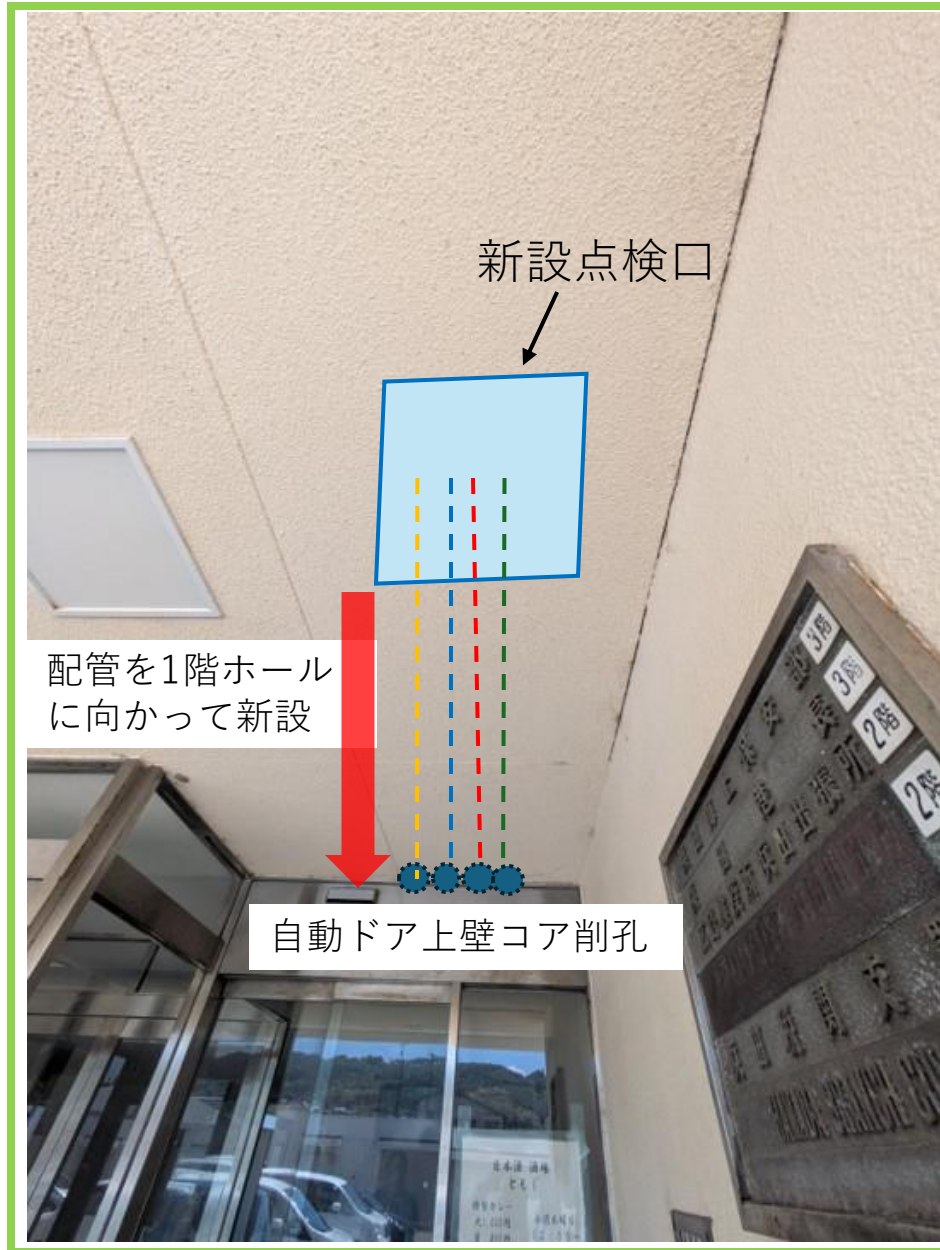
・第八管区海上保安本部総務部経理課  
(住所:京都府舞鶴市字下福井901番地舞鶴港湾合同庁舎3階)  
紙媒体 2 部及び電子媒体1部

9. 不当介入を受けた場合  
の措置

- (1)本工事において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否する。  
なお、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行う。  
下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2)(1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告する。
- (3)本工事において、暴力団員等による不当介入をうけたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、受注者と協議を行う。

10. その他

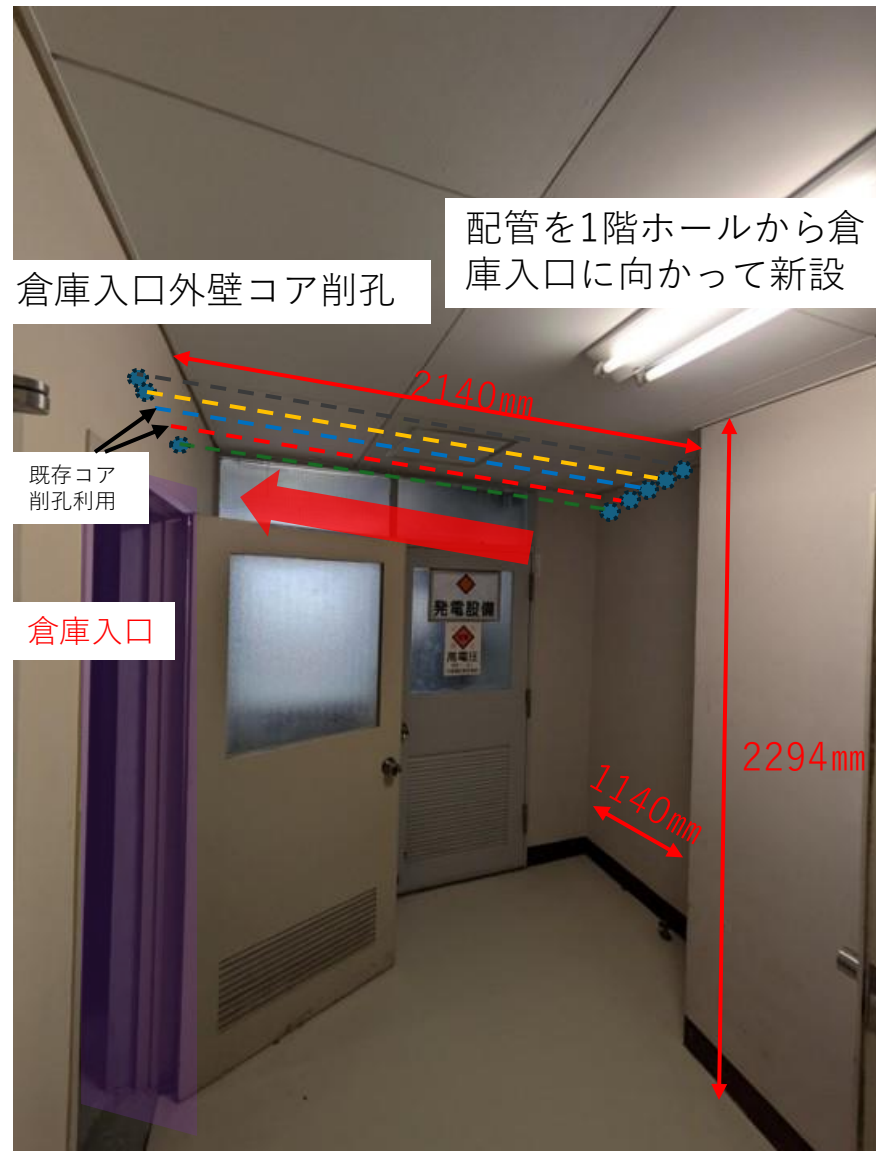
- (1)施工に際し、職員及び来庁者に対して被害が生じないよう配慮する。
- (2)工期設定を含め、工事施工日にあっては、監督職員と十分に調整を行う。
- (3)本仕様にかかる搬送費、その他諸費用は受注者負担とする。



※記載されている設置場所等は概算位置であるため、設置場所等については監督職員と調整すること。

## ホール

写真③



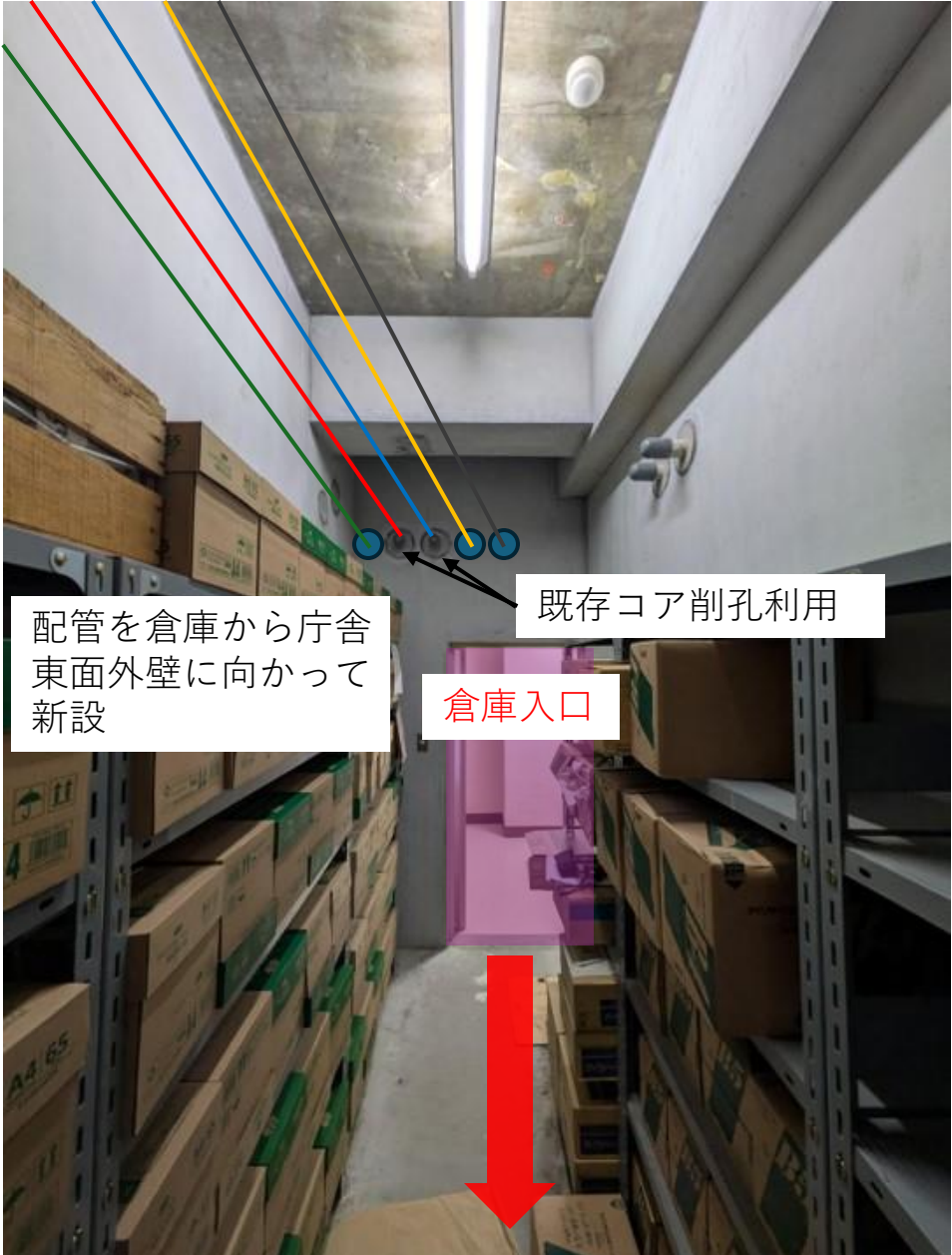
写真②



## 凡例

- :給水管 (天井配管)
- :給湯管 (天井配管)
- :排水管 (天井配管)
- :給湯器用コンセント配線 (天井配管)
- :給湯器用リモコン配線 (天井配管)
- :コア削孔 (天井内)

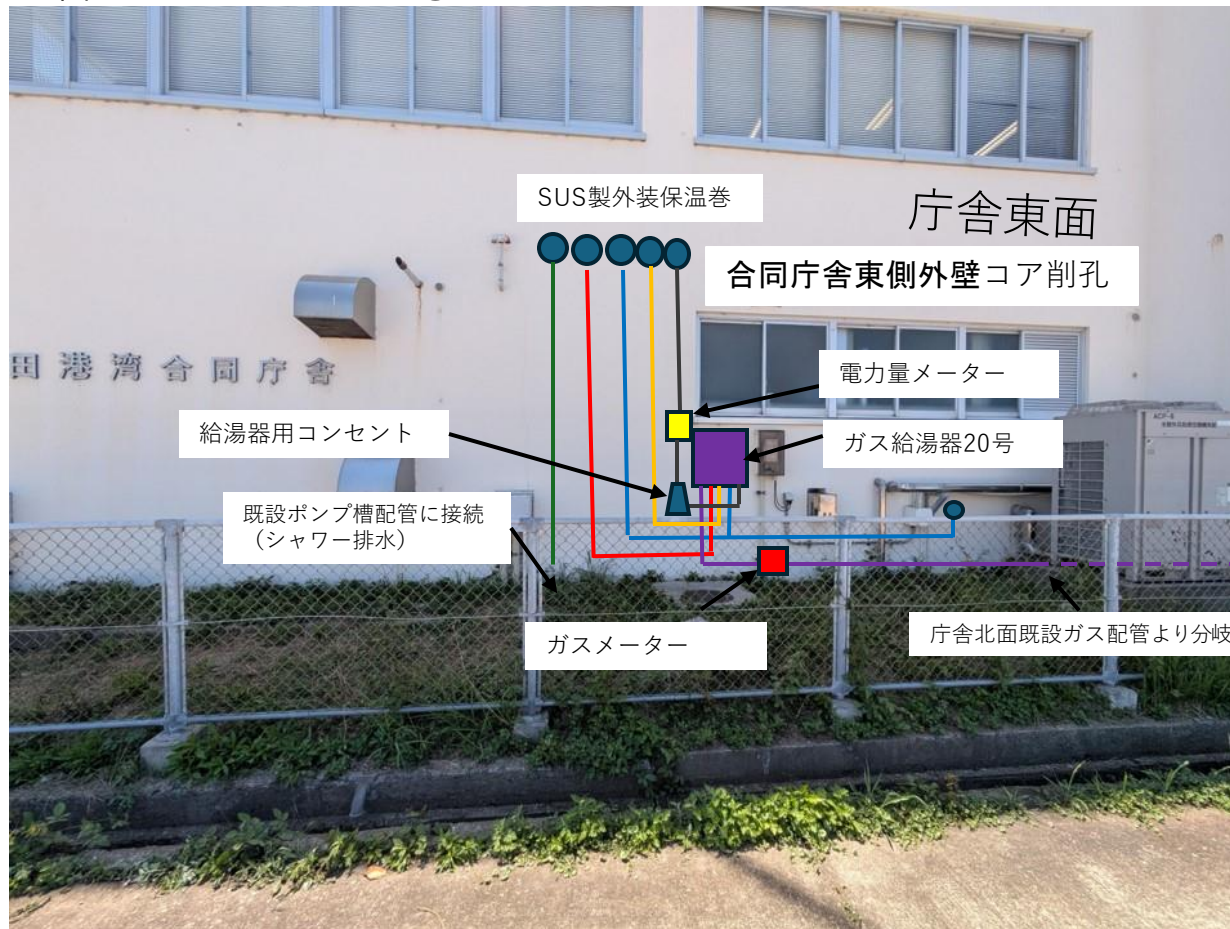
※記載されている設置場所等は概算位置であるため、設置場所等については監督職員と調整すること。



- 凡例
- 給水管（屋内露出配管）
  - 給湯管（屋内露出配管）
  - 排水管（屋内露出配管）
  - 給湯器用リモコン配線（屋内露出配管）
  - 給湯器用コンセント配線（屋内露出配管）
  - コア削孔

※記載されている設置場所等は概算位置であるため、設置場所等については監督職員と調整すること。

庁舎東面外壁 写真⑥



凡例

- :給水管 (野外露出配管)
- :給湯管 (野外露出配管)
- :排水管 (野外露出配管)
- :ガス管 (野外露出配管)
- :給湯器用リモコン配線 (野外露出配管)
- :給湯器用コンセント配線 (野外露出配管)
- :コア削孔

倉庫内 (庁舎東面外壁側) 写真⑤



※記載されている設置場所等は概算位置であるため、設置場所等については監督職員と調整すること。

写真⑦既設水道管拡大図



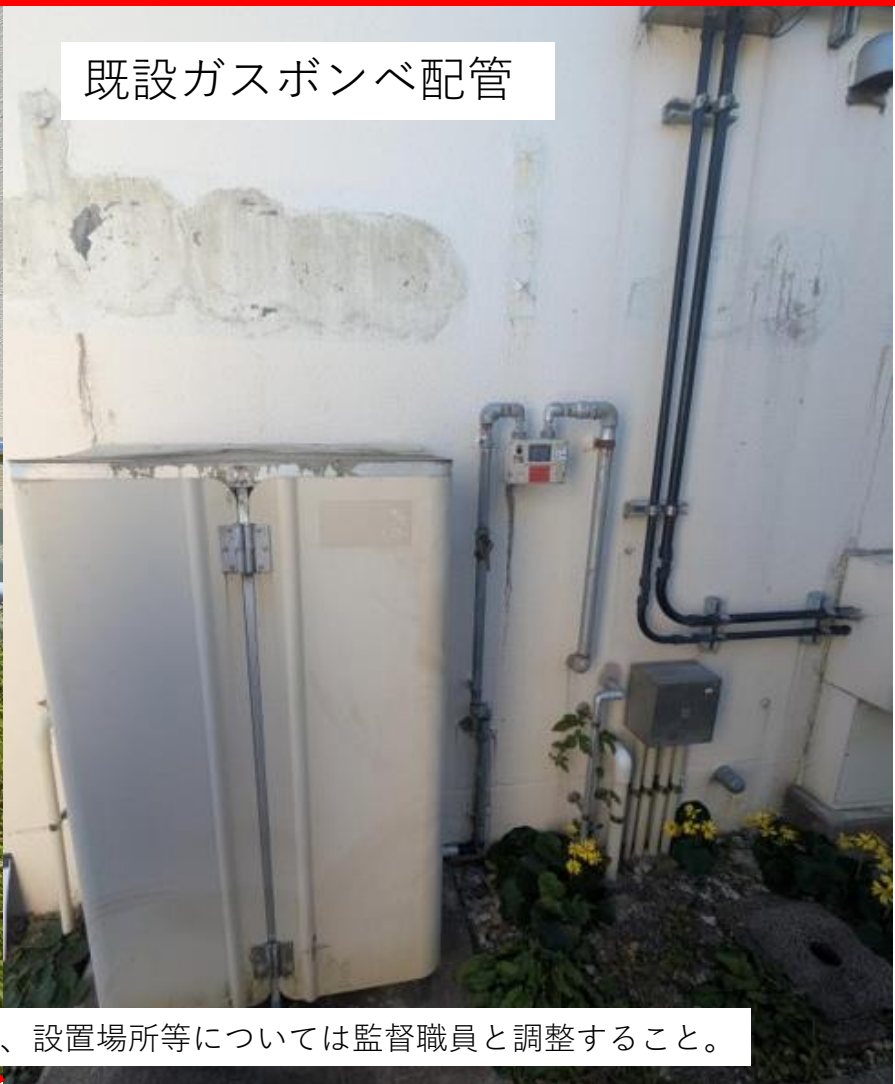
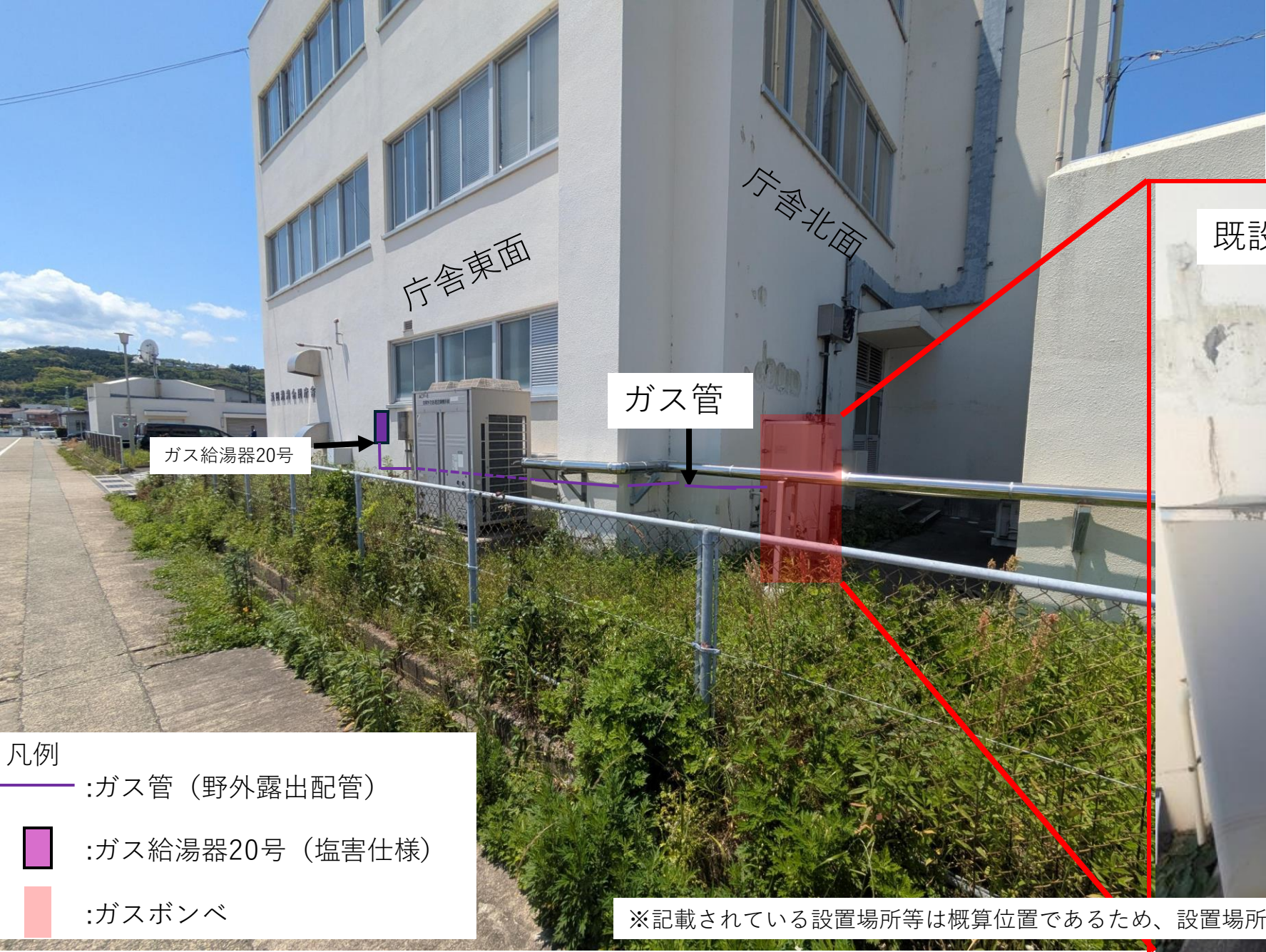
写真⑧1階浴室機械室（ポンプ室）



凡例

- :給水管
- :水道メーター
- :コア削孔

※記載されている設置場所等は概算位置であるため、設置場所等については監督職員と調整すること。



- 凡例
-  :ガス管（野外露出配管）
  -  :ガス給湯器20号（塩害仕様）
  -  :ガスボンベ

※記載されている設置場所等は概算位置であるため、設置場所等については監督職員と調整すること。

写真⑩庁舎南側



写真⑪ 1 階ホール配電盤

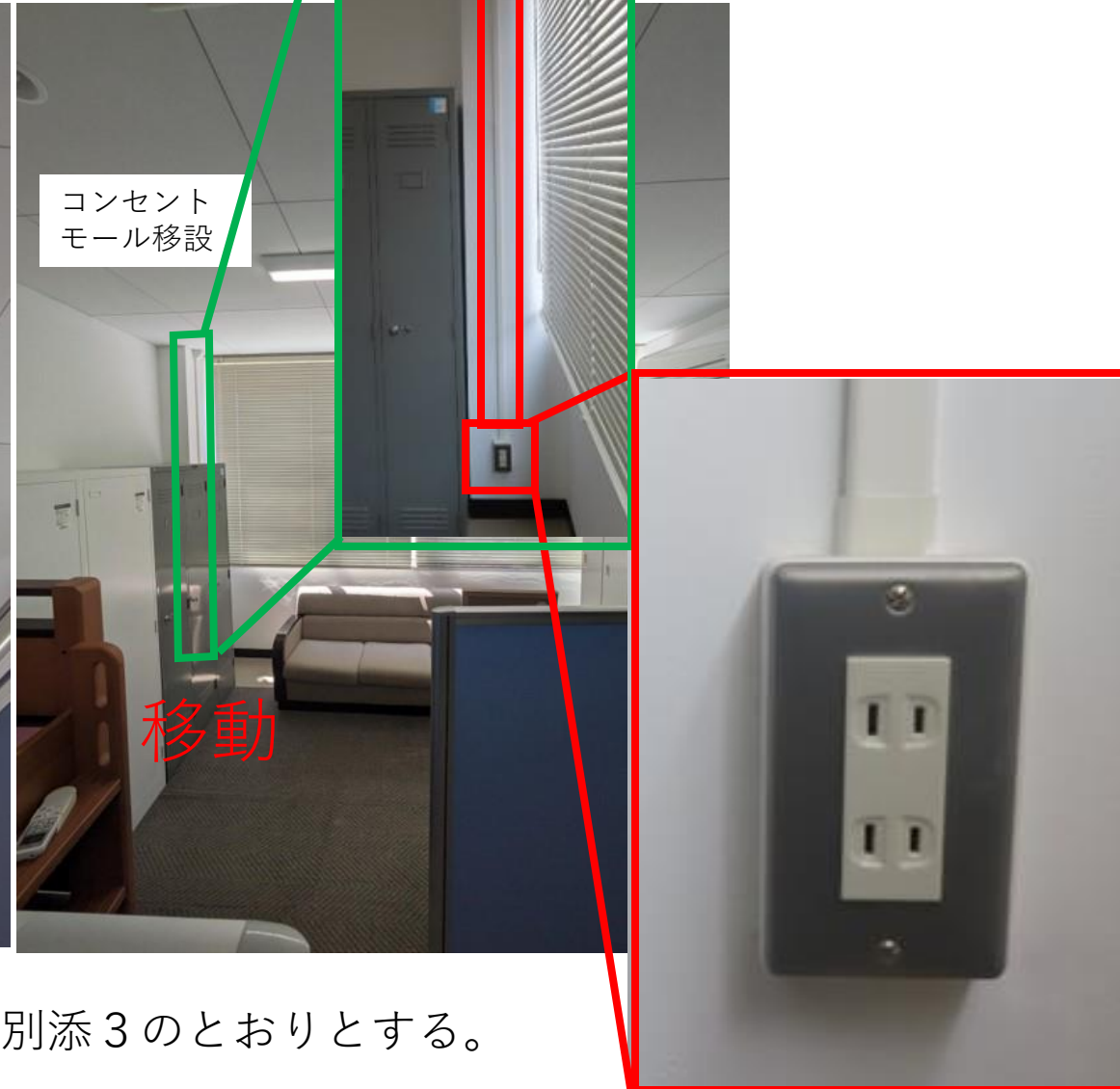
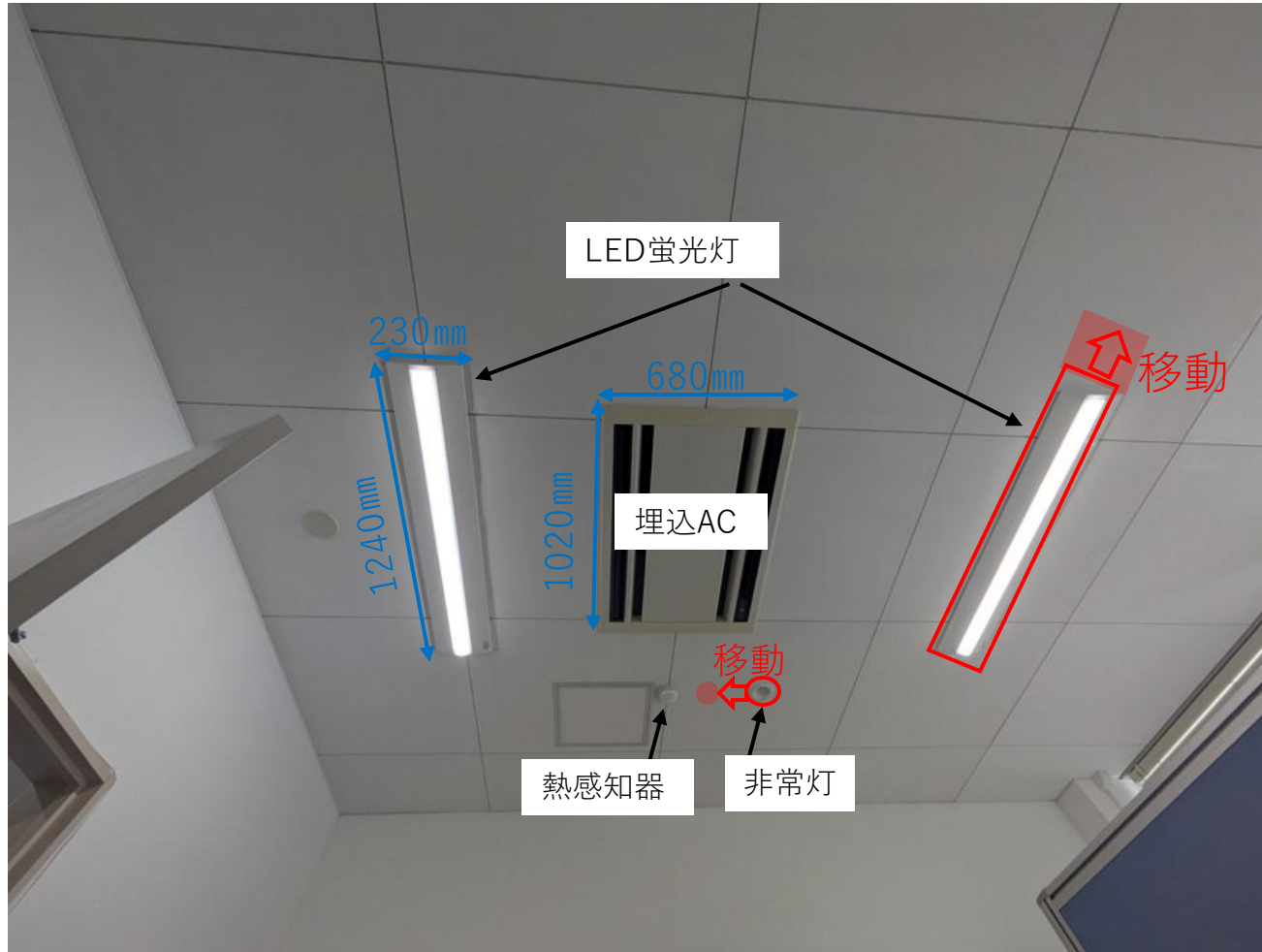


凡例

----- E M - E E F ケーブル

※記載されている設置場所等は概算位置であるため、設置場所等については監督職員と調整すること。

## 2 階女性諸室天井

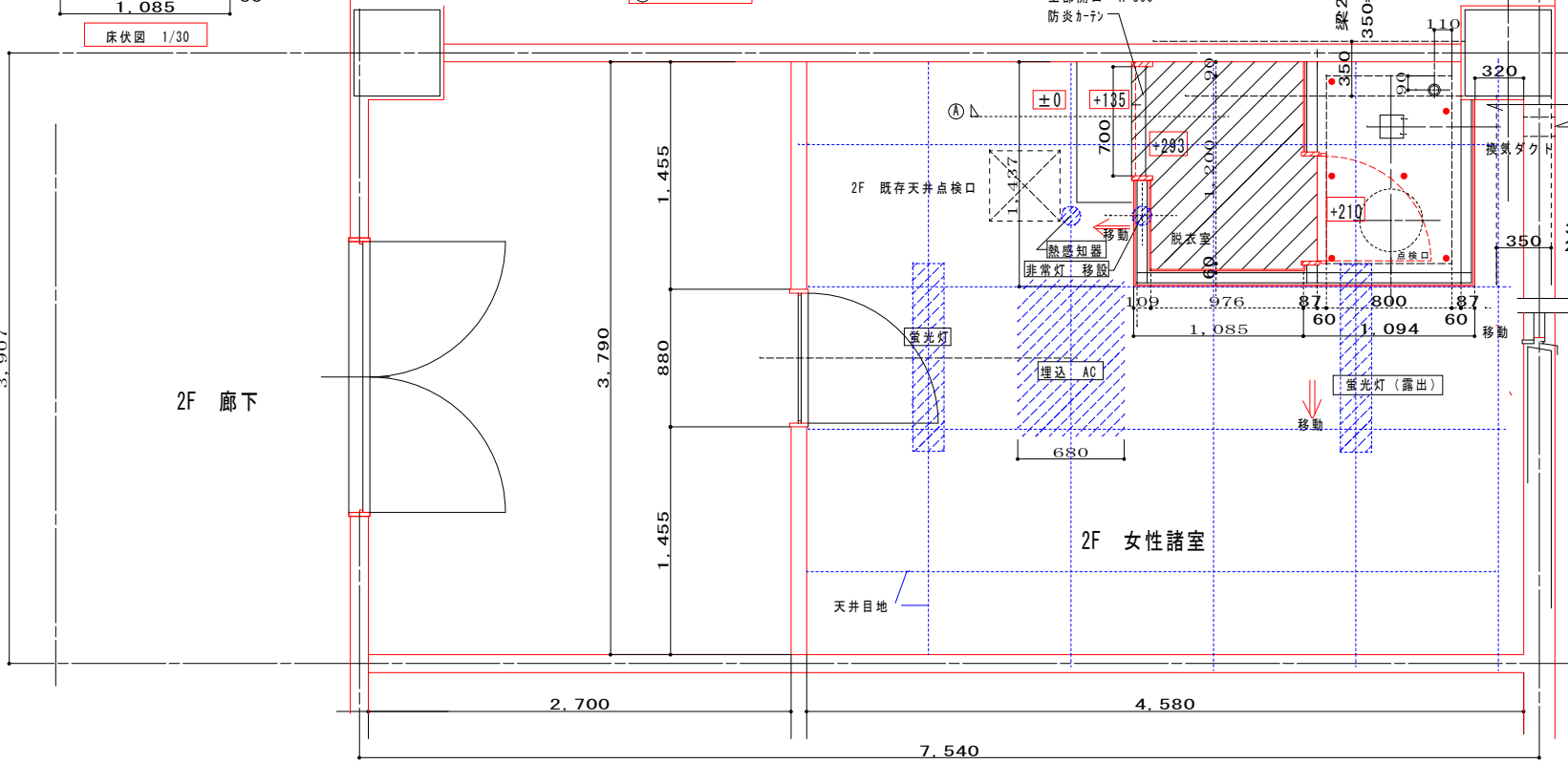
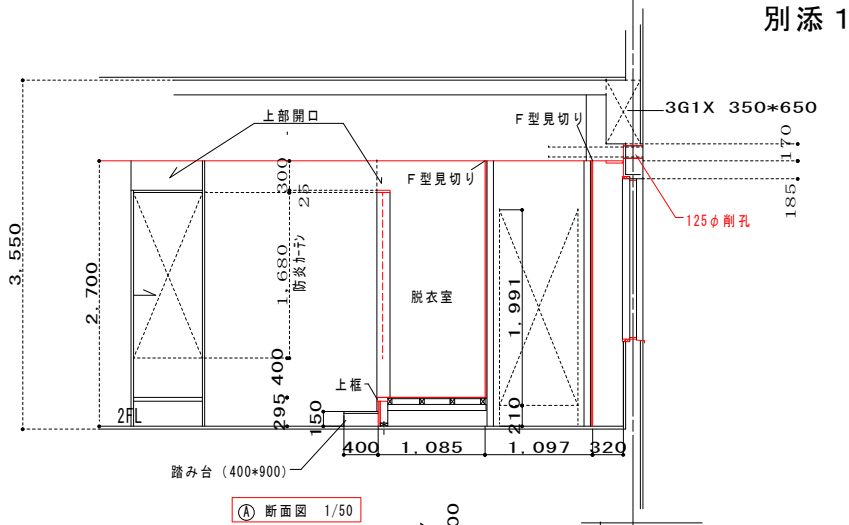
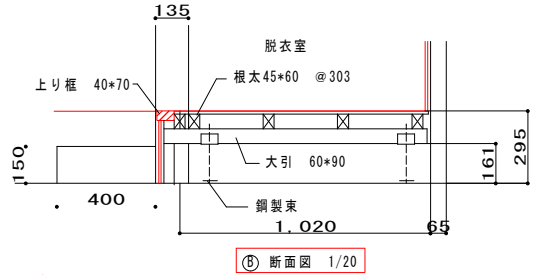
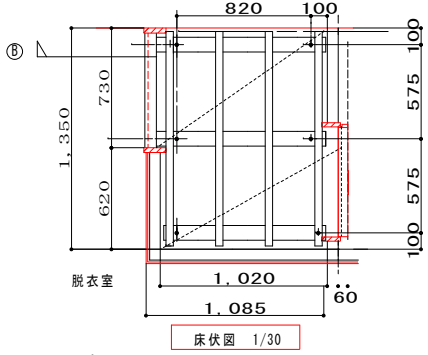


※LED蛍光灯、非常灯、コンセント モール移設場所は別添3のとおりとする。

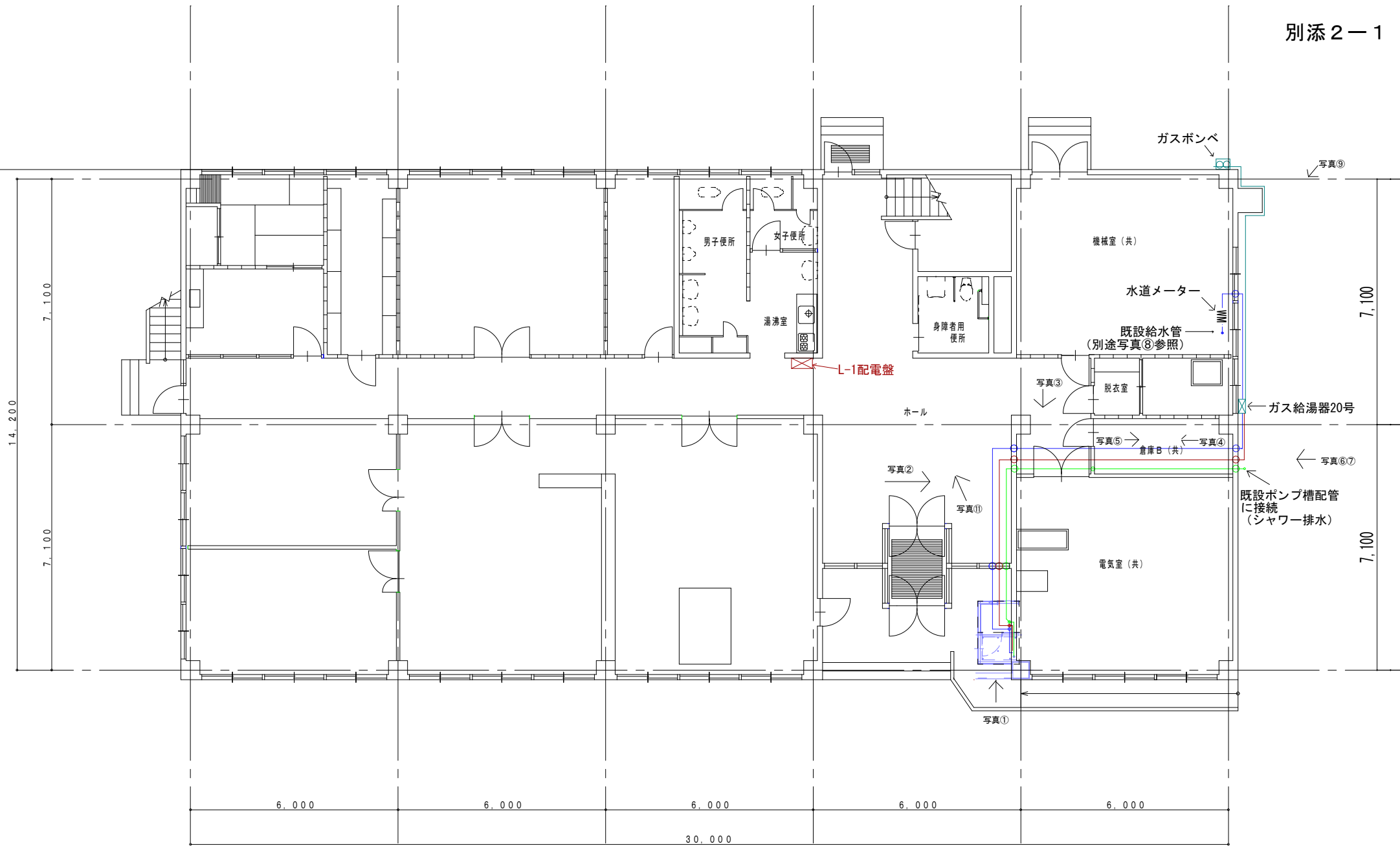
※記載されている設置場所等は概算位置であるため、設置場所等については監督職員と調整すること。

仕 上 表

| 室 名            | 床                                               | 巾木         | 壁                                               | 天井                                    | 備考                            |
|----------------|-------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|
| シャワー室          | シャワールーム サイズ0812<br>参考規格：AWバス シャワールーム S2 0812 AR |            |                                                 |                                       | 入口縁縁3方 桧CL                    |
| 脱衣室（内壁）        | 木下地 根太45*60 @303のうえ<br>耐水合板 t=12<br>長尺シート t=1.8 | ソフト巾木H=100 | LGS間仕切 W=65<br>PB12.5下張り+耐水PB9.5張り<br>ビニールクロス張り | 天井：<br>既存のまま<br>廻縁：<br>F型見切り<br>(樹脂製) | 非常灯移設<br>ダウンライト新設<br>防炎カーテン新設 |
| 女性諸室側<br>外壁仕上げ | 踏み台（木製既製品可）<br>400*900*135                      | ソフト巾木H=100 | LGS間仕切 W=65<br>PB12.5下張り+耐水PB9.5張り<br>ビニールクロス張り | 上り框 桧40*70 CL<br>三方枠 桧 CL<br>蛍光灯移動    |                               |

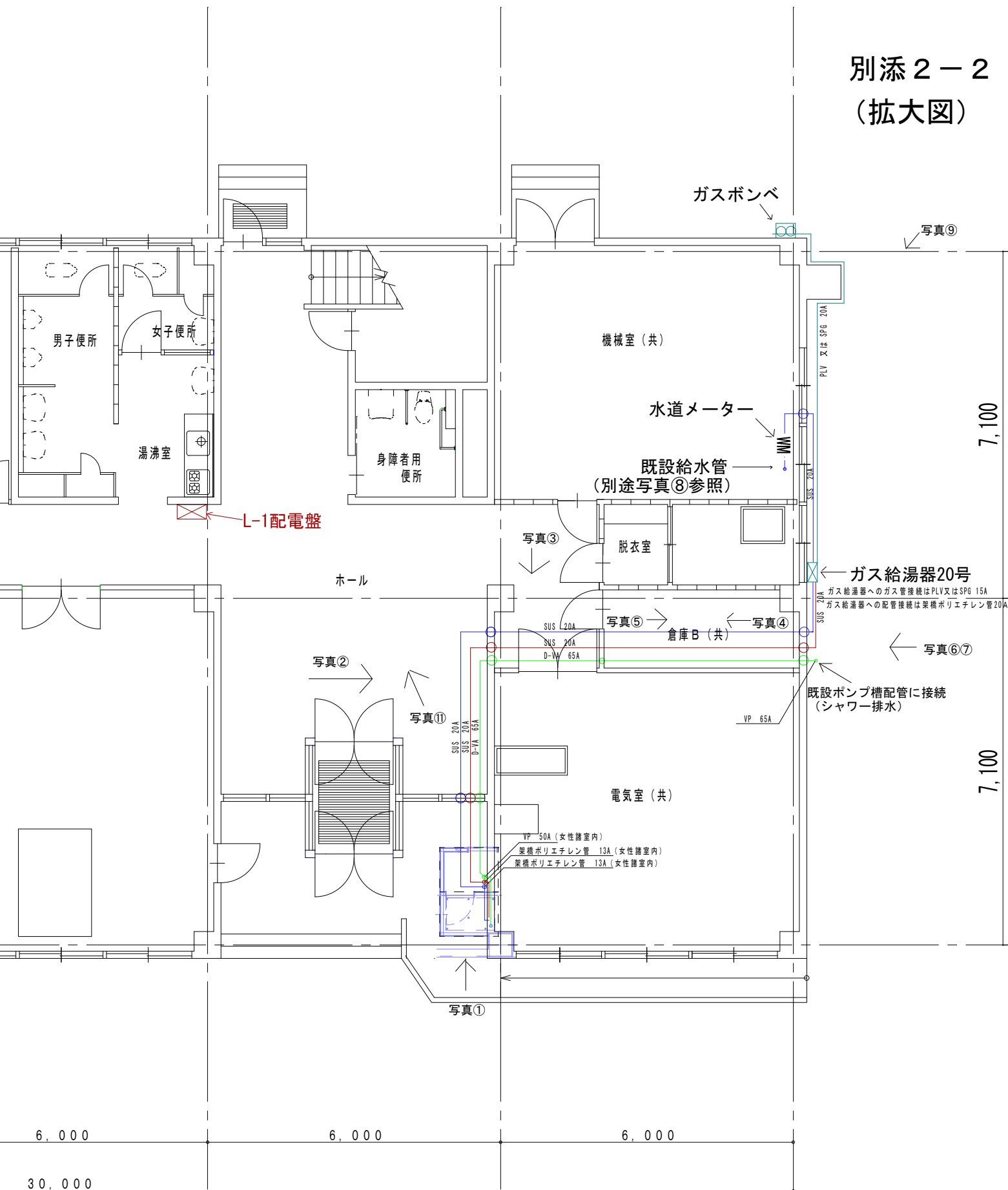


2F 女性諸室平面図 1/30



凡例  
— 給水管  
— 給湯管  
— 排水管  
○ コア削孔  
写真矢印は撮影方向を示す

# 別添 2-2 (拡大図)



凡例

- 給水管
- 給湯管
- 排水管
- ガス管
- コア削孔

写真矢印は撮影方向を示す

# 別添 3

既存回路から分岐

撤去・移設

ドライヤー用

撤去・移設

撤去・移設

脱衣所

実験室

100φ

2 階 平面図 S=1/200

## 女性諸室電気設備図

凡例

コンセント

スイッチ

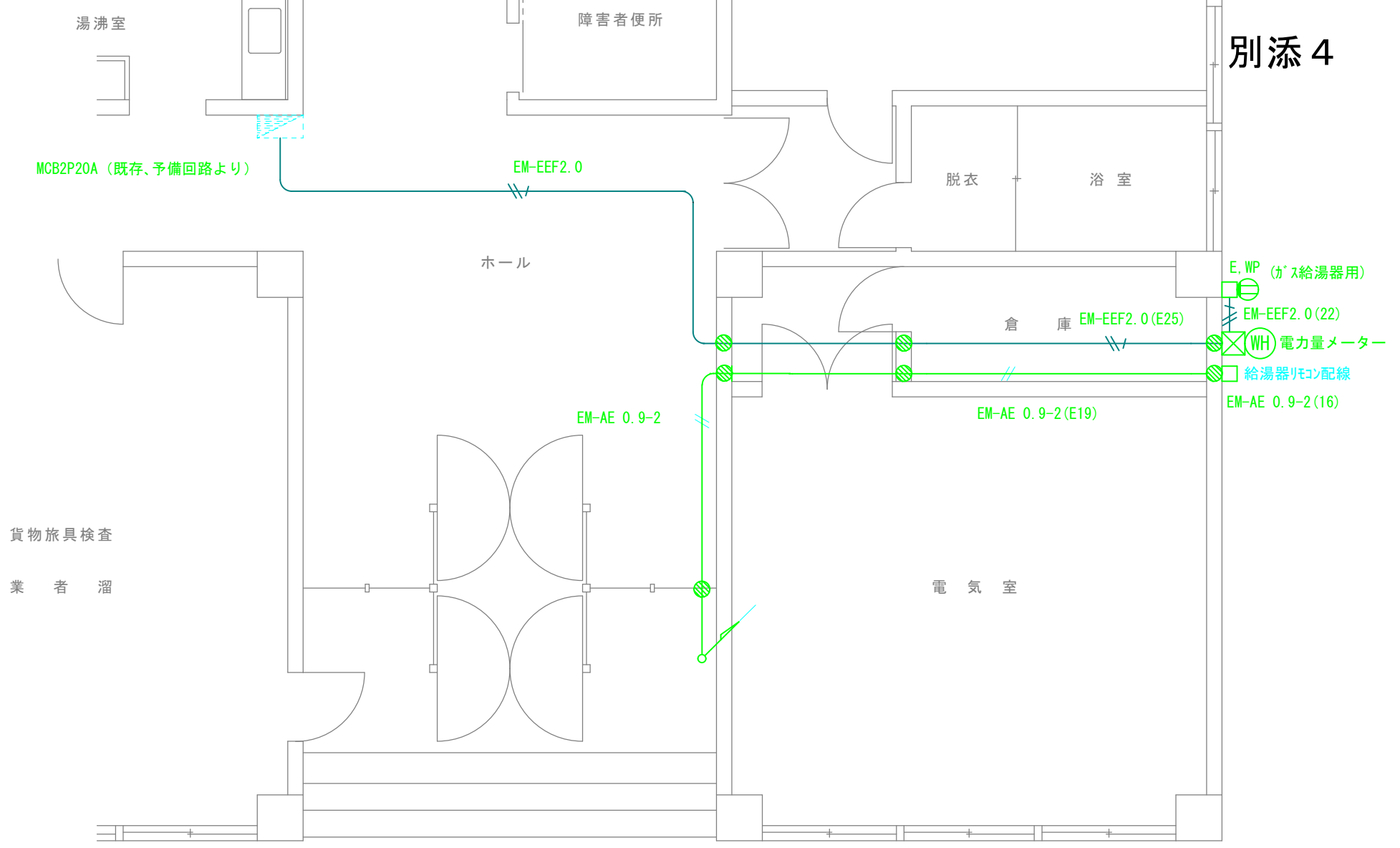
新設ダウンライト

電灯

非常用電灯（撤去・移設）

給湯器リモコン

換気扇



1 階平面図 S=1/200

- 凡例
- 壁コア削孔
  - コア削孔 (2 階床)

1階電気設備図

